許 可 条 件

【斑鳩町 都市建設部 建設農林課】

1. 道路等工事についての規模および申請区域、その他の内容については、許可(申請)図面のとおりとすること。また、工事において道路等に損傷等が生じた場合は、申請者において原状復旧すること。申請内容と異なる工事等おこなった場合は許可を取り消すことがある。占用物件については、申請者（占用者）で責任をもって管理すること。
2. 工事設計内容に変更が生じたときには、直ちに斑鳩町と変更協議を行うこと。
3. 工事に際し、地下埋設物、街区基準点、官民境界の境界標等は工事前に調査し、配慮した施工をすること。また工事完了後復元しなければならないものは復元をすること。
4. 道路使用および工事用車両の運行においては管轄の警察署(奈良県警 西和警察署)および消防署(奈良県広域消防組合 西和消防署)と十分に協議調整を行うこと。また、年末および年始の指定期間については、指示に従うこと。
5. 工事着手前に、周辺自治会および近隣住民、関係機関等に工事の説明を行い、協議し、工事を行うこと。
6. 事前に工事実施個所が通学路か調査を行い、該当する場合は斑鳩町教育委員会事務局および教育施設に協議を行い、適切な安全対策を講じること。
7. 工事実施に伴う通行規制等によりごみ収集等に影響が出る場合は、斑鳩町 住民生活部環境対策課と協議をすること。
8. 事前に斑鳩町コミュニティバス(マイクロバス)のルートを確認し、ルート内に該当する場合は斑鳩町 都市建設部 都市創生課と協議をすること。
9. 斑鳩町景観計画区域内における景観に係る工事については、斑鳩町 都市建設部 都市創生課と協議をすること。
10. 工事実施にあたり、交通に支障を与えないよう十分注意するとともに、危険防止および安全対策に必要な措置を講じ、万全を期すこと。また、資材および車両について道路等上に放置しないこと。
11. 道路等の舗装復旧については、転圧を十分に行い、既存路面やマンホール等、段差や水が溜まらないよう擦り付けを行うこと。また、他の道路工事が行われる際は一体的な施工をするなど配慮した施工をすること。その場合の仮復旧についての管理は占用者で行うこと。以下の基本的な舗装復旧面積について記載するが、都度、当課と協議をすること。

【基本的な舗装復旧面積について（原則、原状復旧)】

・舗装幅員が６ｍ未満の場合、全幅にて舗装復旧すること。
・舗装幅員が６ｍ以上で、掘削範囲が道路端から道路中心部までの場合は、半幅での復旧を認めることがある。ただし、工事内容によっては認めない場合もある。
・原則、新舗装(３年間)においては掘削できないが、やむを得ない事情がある場合については、幅員関係なく全幅にて舗装復旧すること。
・工事箇所が１０ｍ以内に２カ所以上ある場合、工事箇所の間を含めた連続した舗装の復旧をすること。
・道路構造物、グリーンベルトおよびカラー舗装が施されている箇所については原状復旧すること。
・カラー舗装および特殊な舗装については同等の材料で舗装復旧すること。
・「図１」の道路復旧定規断面図(横断･縦断)を参照すること。
・別途、当課が指示した場合はそのとおり舗装復旧すること。

12. 申請工事が完了してから２年間、その工事の瑕疵が原因で道路等に何らかの影響が出た場合は、指示に従い占用者の負担において対応すること。ただし、占用物件の起因による場合は瑕疵担保後であっても占用者によって対応しなければならない。
13. この工事について、第三者と紛糾および事故等が生じた場合は、当課に報告し申請者において解決すること。また、工事施工中および工事完了後において周辺自治会および近隣住民等より苦情等の問題が生じた場合は、誠意をもって解決を図ること。
14. その他必要な事項について、当課より指示を受けたことについて従うこと。

１．道路復旧定規断面（横断掘削の場合）Ⅰ

図１

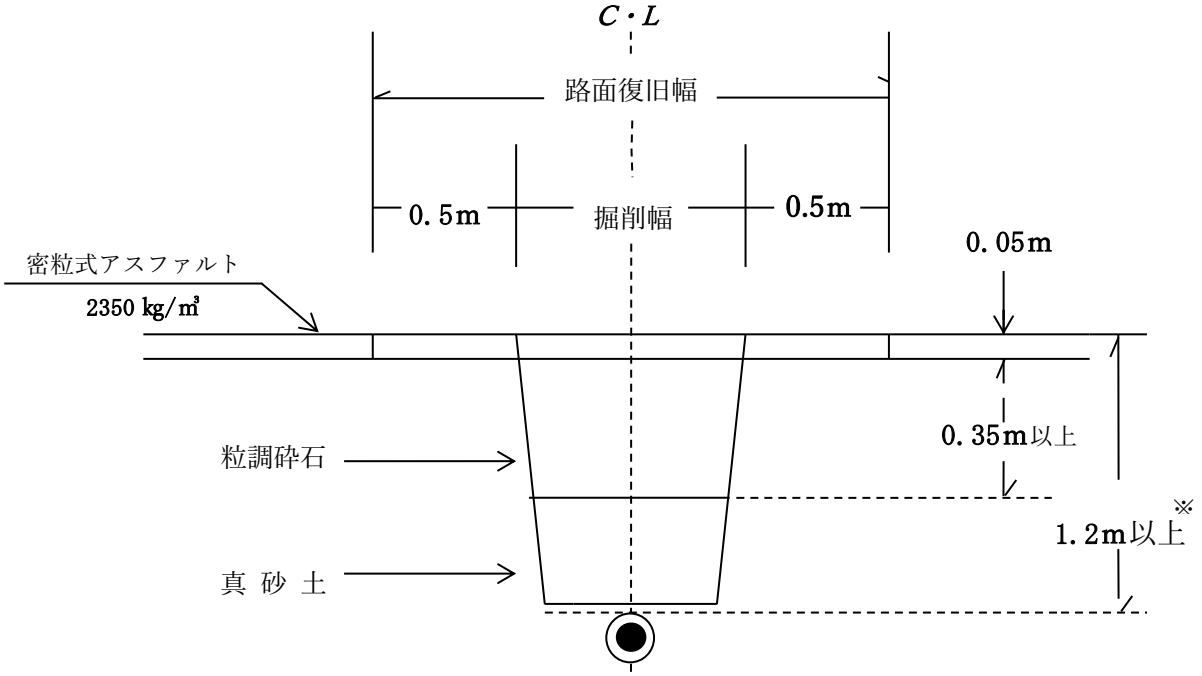

２．道路復旧定規断面（縦断掘削の場合）Ⅱ

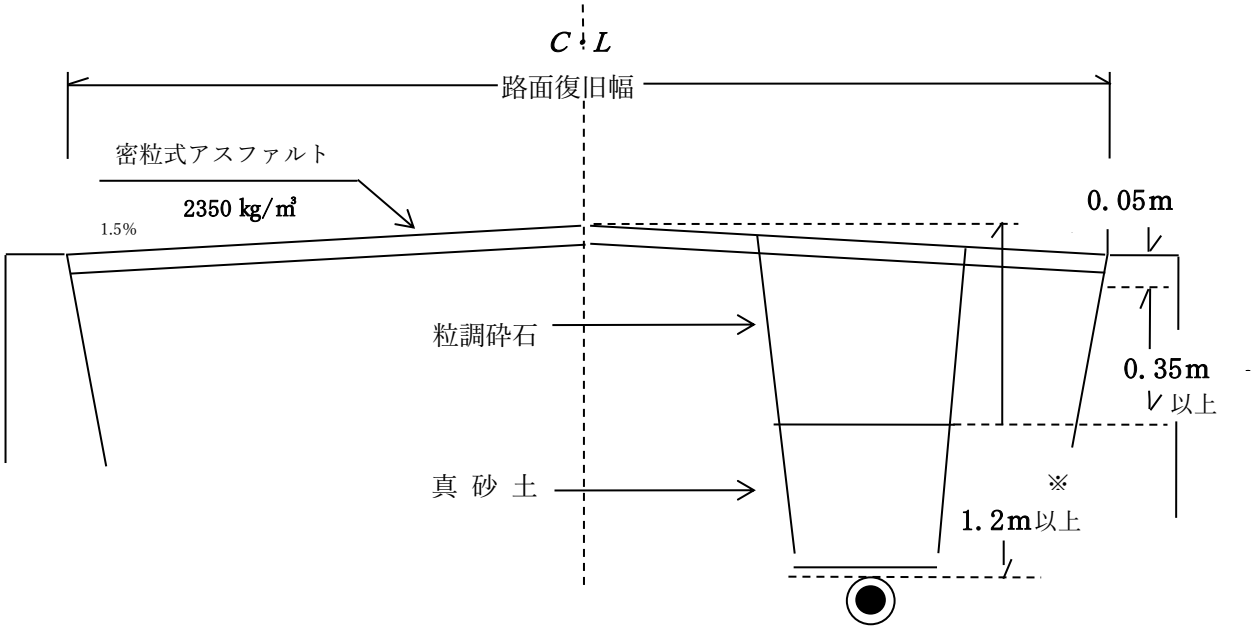

道路復旧定規断面それぞれⅠ又はⅡに該当しない場合は、別途斑鳩町との協議により決定するものとする。※管の種類及び口径により１．２m以下の浅層埋設が可能な場合がある。